

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和6年度 京浜港施工状況確認等補助業務 横浜港の対象工事現場(調査現場を含む) 他 R6.4.1～R8.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	251,130,000	238,480,000	95.0%	
令和6年度 京浜港発注補助業務 横浜港、川崎港の対象工事現場 R6.4.1～R8.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	82,973,000	77,990,000	94.0%	
令和6年度 川崎港臨港道路施工状況確認補助業務 川崎港の対象工事現場 R6.4.1～R7.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	632,401,000	600,600,000	95.0%	
令和6年度 京浜港貸付国有港湾施設維持補修工事等 横浜市中区本牧ふ頭1番1地先 他 R6.4.1～R7.3.31 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.4.1	信幸建設(株) 東京都千代田区神田司町2-2-7	1010001018642	一般競争入札 (総合評価)	182,226,000	161,700,000	88.7%	
令和6年度 川崎港臨港道路設計・調査資料作成業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R6.4.1～R7.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	114,906,000	108,900,000	94.8%	
令和6年度 川崎港臨港道路航行安全管理業務 川崎市川崎区東扇島 航行安全情報管理室 R6.4.1～R7.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.4.1	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目45番1関内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	一般競争入札 (総合評価)	60,797,000	60,753,000	99.9%	
令和6年度 川崎港臨港道路建設資材価格等調査 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R6.4.1～R7.3.17 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.4.1	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6丁目17番15号	1010005002667	一般競争入札 (総合評価)	10,989,000	10,065,000	91.6%	
令和6年度 京浜港建設資材価格等調査 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R6.4.1～R7.3.14 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.4.1	(一財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号	6010005018675	一般競争入札 (総合評価)	6,919,000	6,820,000	98.6%	
令和6年度 横須賀港浦郷地区1護岸他細部設計等 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R6.5.31～R6.12.18 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.5.31	パシフィックコンサルタンツ(株) 東京都千代田区神田錦町3丁目2番地	8013401001509	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	21,802,000	17,402,000	79.8%	
令和6年6月分該当なし									
令和6年度 横浜港本牧ふ頭地区用地測量業務 横浜市中区本牧ふ頭1番363及び1番16 R6.7.19～R6.10.18 測量・調査	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.7.19	(株)マドック 宮城県大崎市古川江合錦町二丁目1番3号	2370201000561	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	27,929,000	23,100,000	82.7%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和6年度 京浜港室の木宿舎建具改修工事(その2) 神奈川県横浜市金沢区六浦東1-46 国土交通省 室の木宿舎2号棟 R6.8.5～R6.11.25 建築工事	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.8.5	(株)ユウキ 神奈川県横浜市港南区野庭町36 1番地2	9020001035159	一般競争入札 (総合評価)	8,778,000	6,820,000	77.7%	
令和6年度 京浜港室の木宿舎建具改修工事 神奈川県横浜市金沢区六浦東1-46 国土交通省 室の木宿舎2号棟 R6.8.6～R6.11.25 建築工事	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.8.6	(株)翔榮建設 神奈川県川崎市宮前区南野川2- 29-24	3020001082173	一般競争入札 (総合評価)	8,778,000	5,390,000	61.4%	
令和6年度 横浜港本牧ふ頭地区物件調査業務 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭1-8 他 R6.8.6～R7.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.8.6	(株)カワコン 神奈川県川崎市高津区二子六丁 目14番10号	8020001080783	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	26,323,000	21,153,000	80.4%	
令和6年9月分該当なし									
令和6年度 川崎港臨港道路付属物等詳細設計 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R6.10.4～R7.3.14 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.10.4	八千代エンジニアリング株式会社 東京都台東区浅草橋五丁目20番 8号	2011101037696	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	21,153,000	21,120,000	99.8%	
令和6年度 横浜港新本牧地区護岸(防波)裏込工事 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先 R6.11.7～R7.2.28 港湾土工工事	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.11.7	松浦企業(株) 神奈川県横浜市鶴見区寛政町1番 6号	9020001018840	一般競争入札 (総合評価)	143,528,000	130,526,000	90.9%	
令和6年度 横浜港新本牧地区護岸(防波)裏込工事(その2) 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先 R6.11.11～R7.2.28 港湾土工工事	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.11.11	(株)トマック 東京都千代田区神田錦町二丁目1 番8	4010601034714	一般競争入札 (総合評価)	143,363,000	130,570,000	91.1%	
令和6年度 京浜港室の木宿舎共用廊下防水補修工事 神奈川県横浜市金沢区六浦東1-46 国土交通省 室の木宿舎1号棟、2号棟 R6.11.28～R7.2.14 建築工事	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.11.28	(株)サントラスト 東京都品川区豊町5-1-12 田 中ビル301	3010701038285	一般競争入札 (総合評価)	7,161,000	3,740,000	52.2%	
令和6年度 京浜港室の木宿舎建具改修工事(その4) 神奈川県横浜市金沢区六浦東1-46 国土交通省 室の木宿舎1号棟 R6.12.16～R7.3.21 建築工事	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.12.16	(株)ユウキ 神奈川県横浜市港南区野庭町36 1番地2	9020001035159	一般競争入札 (総合評価)	8,228,000	6,380,000	77.5%	
令和6年度 京浜港室の木宿舎建具改修工事(その3) 神奈川県横浜市金沢区六浦東1-46 国土交通省 室の木宿舎2号棟 R6.12.17～R7.3.21 建築工事	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.12.17	(株)翔榮建設 神奈川県川崎市宮前区南野川2- 29-24	3020001082173	一般競争入札 (総合評価)	8,360,000	6,105,000	73.0%	
令和6年度 京浜港内土質調査及び強震計設置 川崎市川崎市東扇島58-15地先 他3カ所 R6.12.17～R7.12.1 測量・調査	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.12.17	川崎地質(株) 東京都港区三田2丁目11番15号	7010401037591	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	57,167,000	50,380,000	88.1%	

[illegible]

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和6年度 横浜港本牧地区D5岸壁付属施設構造検討業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R6.4.9～R7.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.4.9	日本海洋コンサルタント株式会社 東京都港区芝浦3丁目7番9号	6010601028929	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-1のとおり (簡易公募型プロポーザル)	54,505,000	54,450,000	99.9%		
令和6年度 横浜港新本牧地区中仕切堤A細部設計等 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R6.4.12～R6.10.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.4.12	八千代エンジニアリング株式会社 東京都台東区浅草橋五丁目20番8号	2011101037696	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-2のとおり (簡易公募型プロポーザル)	28,633,000	28,633,000	100.0%		
令和6年度 横浜港本牧地区D突堤コンテナターミナル設計 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R6.5.28～R7.1.22 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.5.28	パシフィックコンサルタンツ(株) 東京都千代田区神田錦町3丁目2番地	8013401001509	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-3のとおり (簡易公募型プロポーザル)	29,062,000	28,699,000	98.8%		
令和6年度 横浜港生物共生型護岸他に係る環境保全措置効果検証業務 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先 他 R6.6.11～R7.3.14 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.6.11	復建調査設計・みなと総研設計共同体 広島県広島市東区光町二丁目10番11号	—	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-4のとおり (簡易公募型プロポーザル)	42,669,000	42,570,000	99.8%		
令和6年度 京浜港貸付国有港湾施設定期点検業務 横浜市中区本牧ふ頭1番1地先 他 R6.6.17～R7.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.6.17	パシフィックコンサルタンツ(株) 東京都千代田区神田錦町3丁目2番地	8013401001509	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-5のとおり (簡易公募型プロポーザル)	43,637,749	43,560,000	99.8%		
令和6年7月分該当なし										
令和6年度 川崎港臨港道路航行安全検討業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R6.8.22～R7.3.14 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.8.22	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目45番1関内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-6のとおり (簡易公募型プロポーザル)	11,726,000	11,594,000	98.9%		
令和6年度 川崎港臨港道路技術評価業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R6.9.4～R7.3.21 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.9.4	沿岸技術研究センター・大日本ダイヤコンサルタント設計共同体 東京都港区西新橋一丁目14番2号	—	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-7のとおり (簡易公募型プロポーザル)	19,987,000	19,690,000	98.5%		
令和6年度 横浜港新本牧地区船舶航行安全検討業務 横浜港新本牧ふ頭地区 R6.9.18～R7.1.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.9.18	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目45番1関内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-8のとおり (簡易公募型プロポーザル)	14,091,000	12,210,000	86.7%		
令和6年10月分該当なし										
令和6年11月分該当なし										
令和6年度 横浜港新本牧地区港湾施設整備検討業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R6.12.10～R7.10.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.12.10	八千代エンジニアリング・沿岸技術研究センター設計共同体 東京都台東区浅草橋五丁目20番8号	—	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-9のとおり (簡易公募型プロポーザル)	47,256,000	47,190,000	99.9%		

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

[illegible]

令和6年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和6年度 横浜港本牧地区D5岸壁付属施設構造検討業務

本件は、下記の理由により、日本海洋コンサルタント株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港本牧地区D5岸壁付属施設として、D5コンテナターミナル再編整備の施工時における仮設ドルフィンまたは仮設栈橋の構造検討を行うものである。

D5コンテナターミナル再編整備は、隣接する供用中のD4岸壁の一部も含めた工事範囲であり、先行施工としてD5岸壁延長351mの施工を行っている。今後、先行施工が完了した範囲に大型コンテナ船(全長(Loa)約370m～400m)が接岸するには、係船柱等が不足する。そのため、施工時において仮設ドルフィンまたは仮設栈橋を設置する必要があることから、構造検討並びに施工計画の検討を行う。

なお、仮設ドルフィンまたは仮設栈橋設置の整備期間は、材料等の調達期間を含め6～8ヶ月を想定しているため、整備期間の短縮を構造検討の条件として反映させる必要がある。以上のことから、本業務の遂行にあたっては、港湾構造物の設計、施工に関する知見はもとより、施工上の各種制約条件への配慮や、構造の違いが整備期間に与える影響を理解するなど総合的な視点で取り組むことが必要である。

よって、港湾構造物の設計、施工に関する知見を有する者から、「整備期間の短縮を考慮した仮設ドルフィンまたは仮設栈橋の構造検討」技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

日本海洋コンサルタント株式会社は、本事業実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、日本海洋コンサルタント株式会社と随意契約致したい。

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和6年度 横浜港新本牧地区中仕切提A細部設計等

本件は、下記の理由により、八千代エンジニアリング株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港新本牧地区の中仕切提Aへ設置を行う鋼製ケーソンの細部設計及び実施設計を実施するものである。

本業務の遂行にあたって、今回設計対象としている鋼製ケーソンは、一般的なRCケーソンと異なって、B13.5(20.5)m×H27.2m×L64.4mと大型かつ長大であり、港湾構造物の設計に関する高度な専門性が求められる。また、鋼製ケーソン構造は、設計事例が少ないため、照査項目を適切に設定して部材の検討や図面作成等を行う必要がある業務実績の少ない特殊業務である。

したがって、多数の参加表明者による広汎な競争性と一層の品質確保を図るべく、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により発注することとしたい。

八千代エンジニアリング株式会社は、本事業実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、八千代エンジニアリング株式会社と随意契約致したい。

令和6年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和6年度 横浜港本牧地区D突堤コンテナターミナル設計

本件は、下記の理由により、パシフィックコンサルタンツ株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港本牧地区D突堤コンテナターミナルのうちD5コンテナターミナルと接続するD4コンテナターミナルについて、舗装設計、排水設計、電気管路設計及び施工工程の検討を行うものである。

本業務の設計対象範囲は、供用中のD4コンテナターミナルの一部を撤去し、新しいコンテナターミナルレイアウトに沿って復旧させるものである。また、本業務の舗装設計においては、PPC版同士が接続された構造のRTG走行路の途中で接続部をはずしてPPC版を撤去し、コンテナターミナルレイアウトに沿ってPPC版を再配置・接続して復旧させる必要がある。

本業務の遂行にあたっては、舗装構造や施工における制約条件を設計に反映させるための高度な専門性が求められることから、業務実績の少ない特殊業務である。また、現在施工中のD5コンテナターミナルは、施工が一部完了した段階で、現在供用しているD4コンテナターミナルと連動し、暫定供用していくこと想定しており、その際にD4コンテナターミナルと暫定D5ターミナル間でRTGが移動できるよう施工エリア内に、RTG暫定走行路の検討を行う必要があるため、技術的難易度が高度な業務である。

したがって、多数の参加表明者による広汎な競争性と一層の品質確保を図るべく、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により、発注することとした。

パシフィックコンサルタンツ株式会社は、本事業実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、パシフィックコンサルタンツ株式会社と随意契約致したい。

令和6年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和6年度 横浜港生物共生型護岸他に係る環境保全措置効果検証業務

本件は、下記の理由により、令和6年度 横浜港生物共生型護岸他に係る環境保全措置効果検証業務復建調査設計・みなと総研設計共同体 と随意契約致したい。

記

本業務は、新本牧地区埋立に伴う環境保全措置として実施する生物共生型護岸等に関し、水質、底質、生物生息状況等の調査、調査結果を踏まえた効果の検証を行うものである。

効果の検証にあたっては、構造物の形状、沿岸域環境、生物生態系、周辺海域の利用状況など様々な観点から考察を行う必要がある。

よって、港湾構造物、沿岸域環境、生物生態系など総合的かつ様々な知見を有する者から、「環境保全措置効果の検証を行う上での着眼点について」技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより、優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。

令和6年度 横浜港生物共生型護岸他に係る環境保全措置効果検証業務復建調査設計・みなと総研設計共同体は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、令和6年度 横浜港生物共生型護岸他に係る環境保全措置効果検証業務復建調査設計・みなと総研設計共同体 と随意契約致したい。

令和6年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和6年度 京浜港貸付国有港湾施設定期点検業務

本件は、下記の理由により、パシフィックコンサルタンツ株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港及び川崎港の貸付国有港湾施設に対して適切な維持管理を行うため、維持管理計画書に基づく点検診断を行うものである。

本業務の点検診断対象には、気象・海象・潮位条件により立入制約を受ける栈橋構造の施設や広範囲な荷さばき施設、水中部部材のため劣化状況の把握が難しい部材等がある。また対象施設は全て供用中のコンテナターミナルであるため、運用を妨げないよう厳しい時間的制約の中で点検診断作業を実施しなければならない状況であり、より効果的かつ効率的に実施できる新しい点検技術が必要である。

よって、従来の点検診断方法にとらわれず、維持管理に関する専門的な知見を有する者から「費用対効果が期待される効果的かつ効率的な点検診断技術の活用」の技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

パシフィックコンサルタンツ株式会社は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、パシフィックコンサルタンツ株式会社と随意契約致したい。

令和6年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和6年度 川崎港臨港道路航行安全検討業務

本件は、下記の理由により、公益社団法人 東京湾海難防止協会 と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線の橋梁工事における、近傍運河を航行する船舶に及ぼす影響および船舶航行の安全確保のために必要な対策について検討するものである。

本業務を適切に実施するためには、川崎港京浜運河周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の検討を念頭においたとりまとめが要求される。

よって、航行安全対策等について専門的な知見を有する者から、「一般船舶に対する工事中の航行安全対策を検討する上での着目点」について技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

公益社団法人東京湾海難防止協会は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人 東京湾海難防止協会 と随意契約致したい。

令和6年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和6年度 川崎港臨港道路技術評価業務

本件は、下記の理由により、令和6年度 川崎港臨港道路技術評価業務沿岸技術研究センター・大日本ダイヤコンサルタント設計共同体 と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線の橋梁構造における技術的な検討を行うとともに、橋梁技術・施工検討会の運営を行うものである。

川崎港臨港道路東扇島水江町線は災害発生時に東扇島地区と背後圏を結ぶ緊急物資輸送ルートを新たに拡充することを目的としていることから、供用を長期間停止するような維持工事等の実施は避けなければならない。そのため、維持管理は、性能低下を予防することを基本的な考え方とし、部位ごとに適切な維持管理レベルを設定するが、点検の負担が大きくならないようモニタリングを活用し効率的に維持管理を計画することが重要である。

よって、川崎港臨港道路東扇島水江町線の構造的特徴を踏まえた経年劣化予測及びモニタリングの必要性の検討を行ううえでの着眼点について提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

令和6年度 川崎港臨港道路技術評価業務沿岸技術研究センター・大日本ダイヤコンサルタント設計共同体は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、令和6年度 川崎港臨港道路技術評価業務沿岸技術研究センター・大日本ダイヤコンサルタント設計共同体 と随意契約致したい。

令和6年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和6年度 横浜港新本牧地区船舶航行安全検討業務

本件は、下記の理由により、公益社団法人 東京湾海難防止協会 と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港新本牧ふ頭地区整備における海上工事に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する検討会を設置し検討するものである。

横浜港本牧ふ頭周辺水域は、大型船から漁船、プレジャーボートに至るまで多種多様な船舶が行き交う船舶の輻輳海域である。

本業務の実施に当たっては、港則法、海上交通安全法、海上衝突予防法の法規は熟知した上で、船舶交通の特性や作業船による海上工事に精通していることが必要であり、高度な知見と多岐にわたる専門分野に精通していることが求められる。

よって、「工事中の航行安全対策を検討する上での着目点」について技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待できる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

公益社団法人 東京湾海難防止協会は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人 東京湾海難防止協会 と随意契約致したい。

令和6年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和6年度 横浜港新本牧地区港湾施設整備検討業務

本件は、下記の理由により、令和6年度 横浜港新本牧地区港湾施設整備検討業務八千代エンジニアリング・沿岸技術研究センター設計共同体 と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港新本牧地区の岸壁、護岸、中仕切堤及び用地造成等の港湾施設の整備検討及び構造検討を行うものである。

新本牧地区コンテナターミナルの岸壁や護岸等は、鋼板セルやハイブリットスリットケーソン等の異なる構造形式で構成されている。コンテナターミナル全体の整備計画の検討においては、各施設の構造や施工手順、開口部の配置、中仕切堤の必要可否等を考慮し検討することが求められる。また、Ⅰ期地区並びに岸壁の一部先行暫定供用を念頭においた整備計画の検討においては、整備における課題や整備手順による違いをより明確にし整理する必要がある。

港湾施設構造の検討においては、護岸の裏込石の一部を用地造成後に地盤改良をする構造の検討を行う。検討にあたっては、埋立・地盤改良の施工手順を踏まえた構造の安定性の照査と地震時における護岸及び荷捌地の変形状況を把握することが求められる。また、Ⅱ期2工区及び3工区の圧密沈下予測を含む地盤改良検討においては、設計対象範囲の土層が複雑な土質条件であるため、適切な地盤改良工法を検討する必要があることから、港湾構造物の設計知識はもとより、コンテナターミナル全体の整備検討に関して高度な知見と豊かな経験、多岐にわたる専門分野に精通していることが求められる。

よって、高度な知識と豊かな経験を有する者から、「港湾施設構造を踏まえたコンテナターミナル全体の整備計画の検討及び港湾施設構造の検討を行う上での着眼点」の技術提案を求め、特記仕様書に提案を反映して本業務を遂行することにより、優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。

令和6年度 横浜港新本牧地区港湾施設整備検討業務八千代エンジニアリング・沿岸技術研究センター設計共同体は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、令和6年度 横浜港新本牧地区港湾施設整備検討業務八千代エンジニアリング・沿岸技術研究センター設計共同体 と随意契約致したい。

令和6年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和6年度 横浜港港湾施設整備効果検討業務

本件は、下記の理由により、中央復建コンサルタンツ株式会社 東京本社 と随意契約致したい。

記

本業務は、国土交通省の定める事業評価手法に基づき、横浜港における港湾整備事業について、その整備効果を分析・評価するものである。

今回検討対象となる2つの事業は、いずれも京浜港全体の国際コンテナ貨物や港湾物流の動向に大きな影響を与える事業である。したがって、両事業の整備効果の分析にはマクロな視点での貨物量推計やふ頭再編による港湾物流や港湾における産業立地を考慮した交通量推計など包括的な検討を行う必要がある。

想定される便益について、前回評価からの状況変化(残事業の整備状況等)や国内外の最新の社会情勢変化及び施設周辺の将来の利用形態等を考慮した検討が必要となる。

このため「検討対象事業の背景や特性を踏まえた上で整備効果を検討する際の留意点」について、技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、優れた成果が期待できる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。

中央復建コンサルタンツ株式会社 東京本社は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、中央復建コンサルタンツ株式会社 東京本社 と随意契約致したい。

[illegible]

[illegible]

(別紙様式4)

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物 品 役 務 等 の 名 称 及 び 数 量	契 約 担 当 官 等 の 氏 名 並びにその所属する部局の 名 称 及 び 所 在 地	契 約 を 締 結 し た 日	契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 及 び 住 所	法 人 番 号	随意契約によることとした会計法 令の根拠条文及び理由(企画競 争 又 は 公 募)	予 定 価 格	契 約 金 額	落 札 率	再 就 職 の 役 員 数	備 考
土地使用料(富津)(その3) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.9.10	千葉県木更津港湾事務所 千葉県木更津市貝渕3-13-34	—	予決令第99条第16号	15,765,120	15,765,120	100.0%		
土地賃貸借料(袖ヶ浦)(その2) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.9.11	(株)ダイソーコーポレーション 東京都港区芝浦2-1-13	7010401016637	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-6のとおり	42,723,000	42,723,000	100.0%		
土地使用料(大黒ふ頭) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.10.1	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	—	予決令第99条第16号	9,207,000	9,207,000	100.0%		
土地使用料(南本牧)(その2) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.10.1	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	—	予決令第99条第16号	56,512,350	56,512,350	100.0%		
土地使用料(本牧ふ頭)(その3) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.10.1	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	—	予決令第99条第16号	12,600,000	12,600,000	100.0%		
土地使用料(本牧ふ頭)(その4) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.10.1	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	—	予決令第99条第16号	28,690,200	28,690,200	100.0%		
土地使用料(富津)(その4) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.11.18	千葉県木更津港湾事務所 千葉県木更津市貝渕3-13-34	—	予決令第99条第16号	15,765,120	15,765,120	100.0%		
土地使用料(南本牧)(その3) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.12.27	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	—	予決令第99条第16号	8,848,590	8,848,590	100.0%		
土地使用料(本牧ふ頭)(その5) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.12.27	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	—	予決令第99条第16号	8,325,000	8,325,000	100.0%		
土地使用料(本牧ふ頭)(その6) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.12.27	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	—	予決令第99条第16号	28,690,200	28,690,200	100.0%		
土地使用料(南本牧)(その4) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.1.29	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	—	予決令第99条第16号	4,999,680	4,999,680	100.0%		
土地使用料(南本牧)(その5) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.2.28	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	—	予決令第99条第16号	4,999,680	4,999,680	100.0%		

(別紙様式4)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

令和 6 年度

京 浜 港 湾

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 令和 6 年度 横浜港新本牧地区工事安全管理等業務

本件は、下記の理由から、東亜建設工業（株）横浜支店 と随意契約致したい。

記

横浜港新本牧ふ頭建設事業の航行安全対策については、2018（平成 30）年 12 月に学識経験者、海事関係者、海上保安庁、国土交通省関東地方整備局（以下、「関東地方整備局」という。）及び横浜市港湾局からなる「横浜港新本牧ふ頭整備に係る船舶航行安全対策調査検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置して検討を行ったが、この中で、海事関係者及び海上保安庁から当該工事の安全と一般航行船舶等の安全を確保するための対策として、「警戒船の運用」、「工事用作業船の運航管理」、「工事作業情報の周知および保安応急等」について総括的に管理運用する体制を図ることを強く要請された。

当該工事が長期間にわたり船舶航行の輻輳区域で行われることから、この要請を受け、本事業の共同事業者である関東地方整備局と横浜市港湾局が、事業者（発注者）と請負者の代表者からなる「新本牧ふ頭建設工事連絡協議会」及び「航行安全連絡協議会連合会」を設置し、2019（令和元）年 5 月の検討会議において、同連合会事務局が総括的な安全管理を実施することです承され、工事中の安全対策の了解が得られた。

こうした背景を踏まえ、令和元年 12 月 19 日に関東地方整備局と横浜市で「横浜港新本牧ふ頭建設工事に伴う船舶航行安全管理に係る協定書」（令和元年 12 月 19 日付け、港湾政第 931 号、横浜市港湾局回答）（以下、「協定書」という。）を取り交わし、令和 2 年度から、協定書に従って当該工事の安全管理業務を共同で実施しているところである。

本業務は、関東地方整備局と横浜市が行う新本牧ふ頭建設工事の安全と一般航行船舶の安全を確保することを目的とし、情報管理、警戒管理、施設維持管理及び運航管理を行い、有効かつ適切な安全管理が総括的に機能するよう、協定書に基づいて関東地方整備局と横浜市が共同で実施しているものであり、契約については横浜市が指名競争入札方式にて入札し、先行して契約することから、関東地方整備局はこの契約先である東亜建設工業（株）横浜支店と契約するものである。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、東亜建設工業（株）横浜支店と随意契約するものである。

令和 6 年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 土地賃貸借料 (東扇島)

本件は、下記の理由により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港東扇島地区において実施中の川崎港東扇島水江町地区臨港道路整備事業にて使用する作業ヤードの借上を行うものである。

当該事業の東扇島地区における作業ヤードは、限られた工期の中で速やかに事業を進めるため、事業用地と隣接していることが必須である。上記の条件をもとに作業ヤードとして適切な物件を調査したところ、三菱UFJ信託銀行株式会社の当該物件以外に適切な物件はなかったため、三菱UFJ信託銀行株式会社を特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約することとする。

令和 6 年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 土地賃貸借料 (袖ヶ浦)

本件は、下記の理由により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約致したい。

記

本件は、令和 5 年度 横浜港新本牧地区護岸（防波）東側築造工事及び令和 5 年度 横浜港新本牧地区護岸（防波）南側築造工事において H B ケーソンを据え付けするにあたり、そのヤードとして株式会社ダイトコーポレーションより借り上げるものである。

東京湾内における当該工事实施地区周辺において、H B ケーソンの仮置きを行う場所として、3,000t 級以上の起重機船での浜出しが可能となる適地を調査したところ、数カ所の候補地があったところであるが、そのうち、借地に対応出来る土地は、株式会社ダイトコーポレーションが南袖物流ターミナルとして管理する当該土地以外になかった。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約することとする。

令和 6 年度

京浜港湾

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 令和 6 年度 京浜港湾事務所不動産鑑定評価業務

本件は、下記の理由により 神奈川鑑定 と随意契約したい。

記

本業務は、京浜港湾事務所が実施する港湾整備事業に必要な土地の取得に要する標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書の作成、並びにこれに付随する業務を行うものである。

本業務の実施にあたっては、地域精通度の高い的確な不動産鑑定能力を要することから、鑑定評価の実績や業務実施方針について企画提案書の提出を求め審査を行い、評価の合計点上位 2 者を特定する企画競争により発注を行う事とした。

審査の結果、評価の合計点が第 1 位であった 神奈川鑑定 を特定したものである。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、 神奈川鑑定と随意契約することとする。

令和 6 年度

京浜港湾随 意 契 約 理 由 書(件名) 令和 6 年度 京浜港湾事務所不動産鑑定評価業務 (その 2)

本件は、下記の理由により 片岡不動産鑑定士事務所 と随意契約したい。

記

本業務は、京浜港湾事務所が実施する港湾整備事業に必要な土地の取得に要する標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書の作成、並びにこれに付随する業務を行うものである。

本業務の実施にあたっては、地域精通度の高い的確な不動産鑑定能力を要することから、鑑定評価の実績や業務実施方針について企画提案書の提出を求め審査を行い、評価の合計点上位 2 者を特定する企画競争により発注を行う事とした。

審査の結果、評価の合計点が第 2 位であった 片岡不動産鑑定士事務所 を特定したものである。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、 片岡不動産鑑定士事務所と随意契約することとする。

令和6年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 土地賃貸借料 (袖ヶ浦) (その2)

本件は、下記の理由により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約致したい。

記

本件は、令和5年度 横浜港新本牧地区護岸（防波）東側築造工事及び令和5年度 横浜港新本牧地区護岸（防波）南側築造工事においてHBケーソンを据え付けするにあたり、そのヤードとして株式会社ダイトコーポレーションより借り上げるものである。

東京湾内における当該工事实施地区周辺において、HBケーソンの仮置きを行う場所として、3,000t級以上の起重機船での浜出しが可能となる適地を調査したところ、数カ所の候補地があったところであるが、そのうち、借地に対応出来る土地は、株式会社ダイトコーポレーションが南袖物流ターミナルとして管理する当該土地以外になかった。

よって、会計法第29条の3第4項により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約することとする。